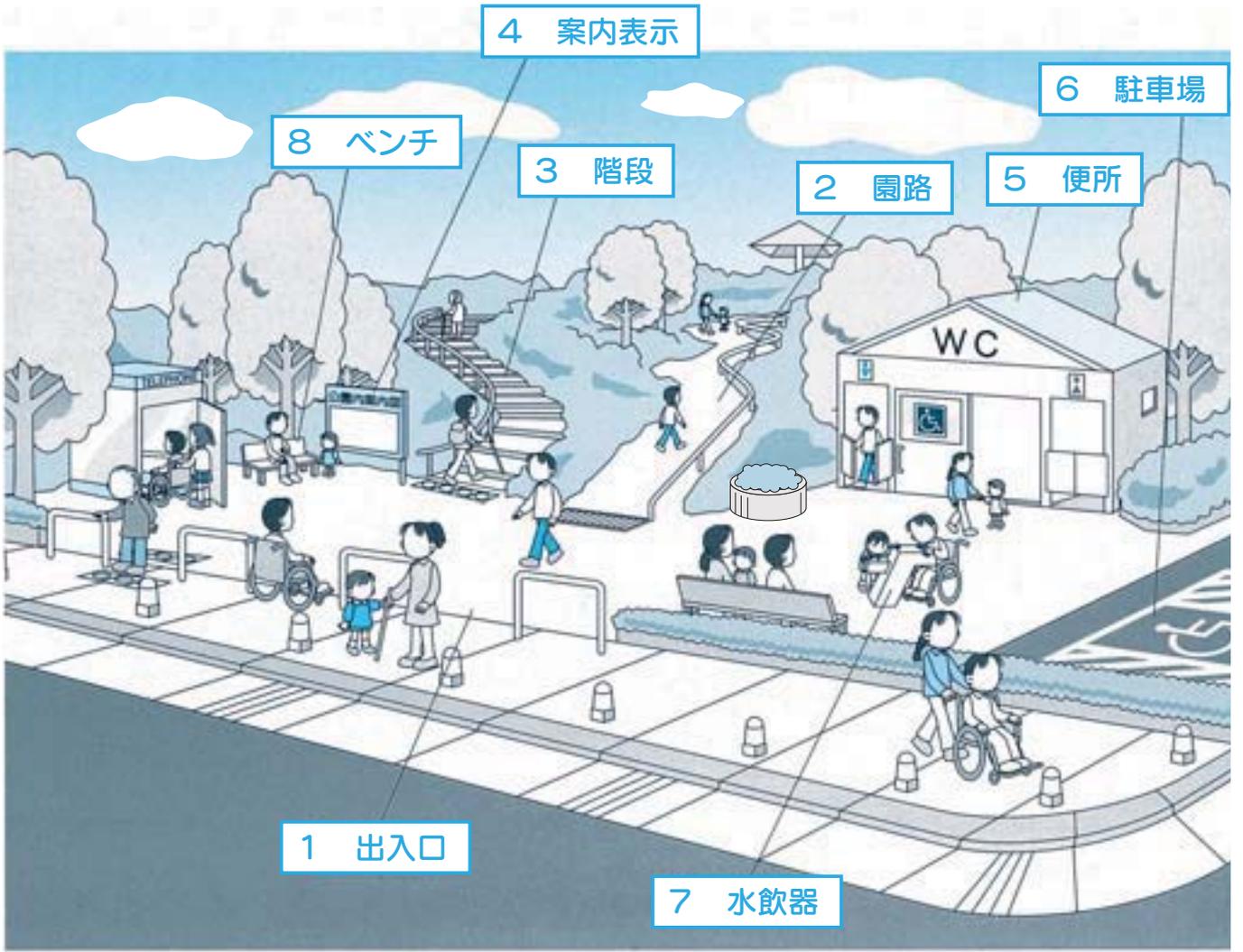


公園等

公園等の主な整備箇所	107
1 出入口	108
2 園路	110
3 階段	115
4 案内表示	119
5 便所	121
6 駐車場	124
7 水飲器	126
8 ベンチ	128



公園等の主な整備箇所



概要

建築物

公園等

道路

公共交通機関の施設

路外駐車場

資料

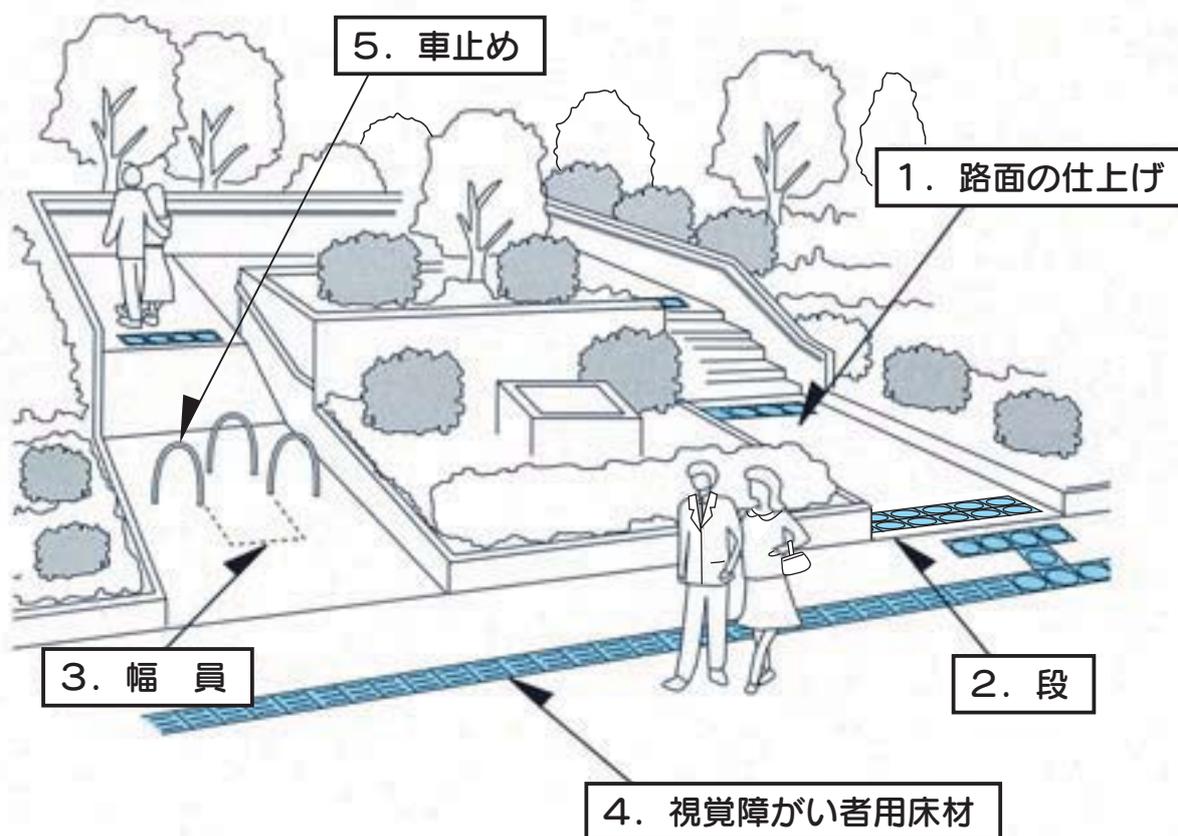
1 出入口

基本的な考え方

公園等の出入口は、地形的な条件を考慮しながら、高齢者、障がい者等が円滑に通過できるよう配慮する必要があります。

また、公道に接していることから危険性が高い場所であるため、段差解消や水平面の設置により安全性の確保に努める必要があります。

整備項目



●留意事項

- ▶ 公園等の出入口を対象とします。
- ▶ 整備基準は、1以上の公園等の出入口を、車いす使用者が通過できる構造とすることを求めています。

1. 路面の仕上げ

○路面は、滑りにくい材料で仕上げ、出入口から150cm以上を水平面とします。水平面の排水のための縦断勾配は1%以下とし、地形の状況等によりやむを得ない場合は2%未満とします。

→「滑りにくい材料」は「Ⅲ 資料編」(P192) 参照。

→雨天時など、濡れたときに滑らない材質を使用するよう配慮します。

2. 段

○原則として、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないものとします。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、縦断勾配8%以下で横断勾配を設けない傾斜路を併設します。

→「やむを得ず段を設ける場合」とは、特に公園においては、自然の地形を利用するケースが多いため、段が生じることが避けられないことを想定したものです。

3. 幅員

○幅は、内法を120cm以上とします。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、90cm以上とすることができます。

→「内法」は、有効幅員とし、利用可能な幅です。

→「120cm」とは、人が横向きになれば車いすとすれ違える幅です。また、二本杖使用者も円滑に通過できる幅です。

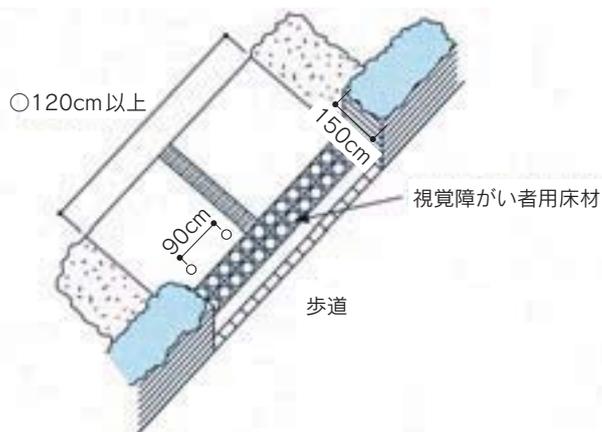
4. 視覚障がい者用床材

○床材は、JIS規格T9251に適合するものを原則とします。
 ・色は、原則として黄色とします。ただし、これによりがたい場合は、周囲の床材の色と明度の差の大きい色とします。
 ・床材の大きさは、縦横30cmであるものを原則とします。
 ○出入口の手前30cm程度の位置に、出入口の全幅を網羅するように敷設し、床材2枚を1列に設置することを基本とします。

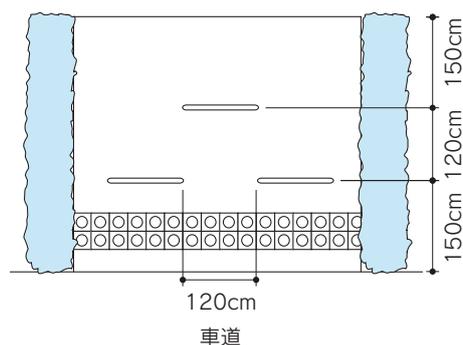
→「建築物・24. 視覚障がい者用床材」(P102) 参照。

出入口の例

《歩道に接する場合の例》



《車道に接する場合の例》



5. 車止め

○原則として車止めを設けます。
 ・ポール型の車止めを90cm間隔で設置します。ただし、出入口が車道に接する場合は、自転車や子どもの飛び出し防止のために、逆U字型の車止めを前後左右に120cm間隔で設置します。
 ♥車止めの前後に、長さ150cm以上の水平部分を設けることが望まれます。

○：整備基準

♥：配慮を要する事項

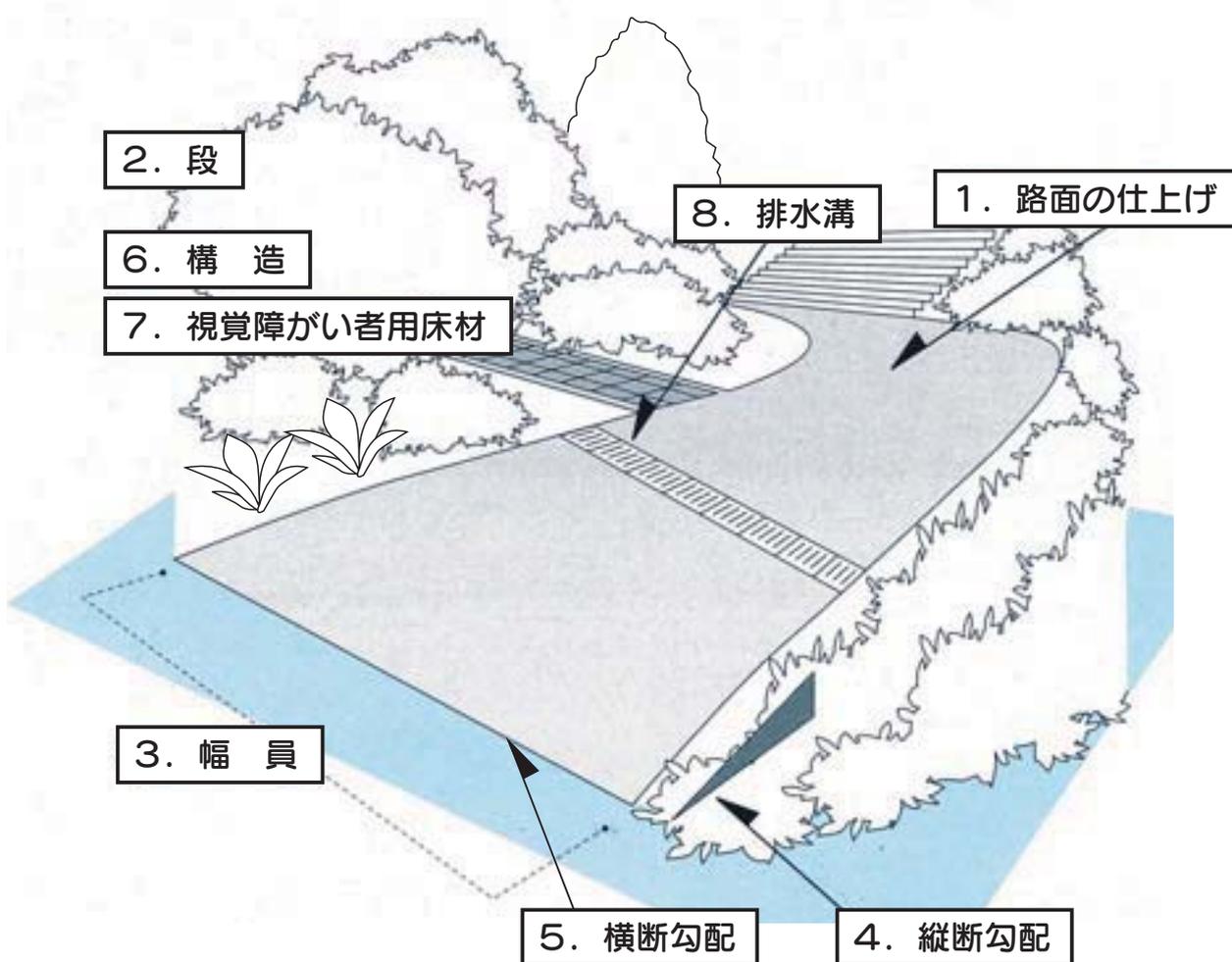
→：解説

2 園 路

基本的な考え方

出入口に通じる主要な園路は、高齢者、障がい者等に配慮した幅員を確保し、必要に応じて傾斜路を設置する等に配慮することが必要です。

整備項目



●留意事項

- ▶ 公園等内の主要な園路を対象とします。
- ▶ 整備基準は、車いす使用者が通行可能な幅員や視覚障がい者の通行に配慮した構造とすることを求めています。

1. 路面の仕上げ

○路面は、滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平たんとします。

→「滑りにくい材料」は「Ⅲ 資料編」(P192) 参照。

→雨天時など、濡れたときに滑らない材質を使用するよう配慮するとともに、舗装は、砂利敷きを避け、可能な限り平たんとします。

2. 段

○車いす使用者等の通行の支障となる段差は設けないこととします。ただし、水処理や地形の状況、その他特別の理由によりやむを得ず段差が生じる場合は、縦断勾配8%以下で横断勾配を設けない傾斜路を併設します。

3. 幅員

○幅は、180cm以上とします。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車いすが転回できる広さの場所を設けた上で、幅を120cm以上とすることができます。

→「幅」は、有効幅員とし、利用可能な幅です。

→「180cm」とは、車いす使用者同士がすれ違える幅です。

→車いすが転回できる広さの場所は、180cm×180cm以上とします。

→「120cm」とは、人が横向きになれば車いすとすれ違える幅です。また、二本杖使用者も円滑に通過できる幅です。

4. 縦断勾配

○縦断勾配は、5%以下とします。ただし、地形の状況等により、困難な場合は、部分的に8%以下とすることができます。

5. 横断勾配

○横断勾配は1%以下とします。ただし、地形や排水の状況等、特別な理由がある場合のみ、2%以下とすることができます。

6. 構造

○垂直方向の空間は高さ200cmまでの範囲内に障害物がないようにします。

7. 視覚障がい者用床材

○床材は、JIS規格T9251に適合するものを原則とします。
・色は、原則として黄色とします。ただし、これによりがたい場合は、周囲の床材の色と明度の差の大きい色とします。
・床材の大きさは、縦横30cmであるものを原則とします。

○園路に近接して危険箇所がある場合は、その手前30cm程度の位置に危険箇所の全幅を網羅するように設けます。

♥転落の防止だけでなく、園路の分岐点、触知板への視覚障がい者の誘導など、必要に応じて誘導用床材を設けることが望まれます。

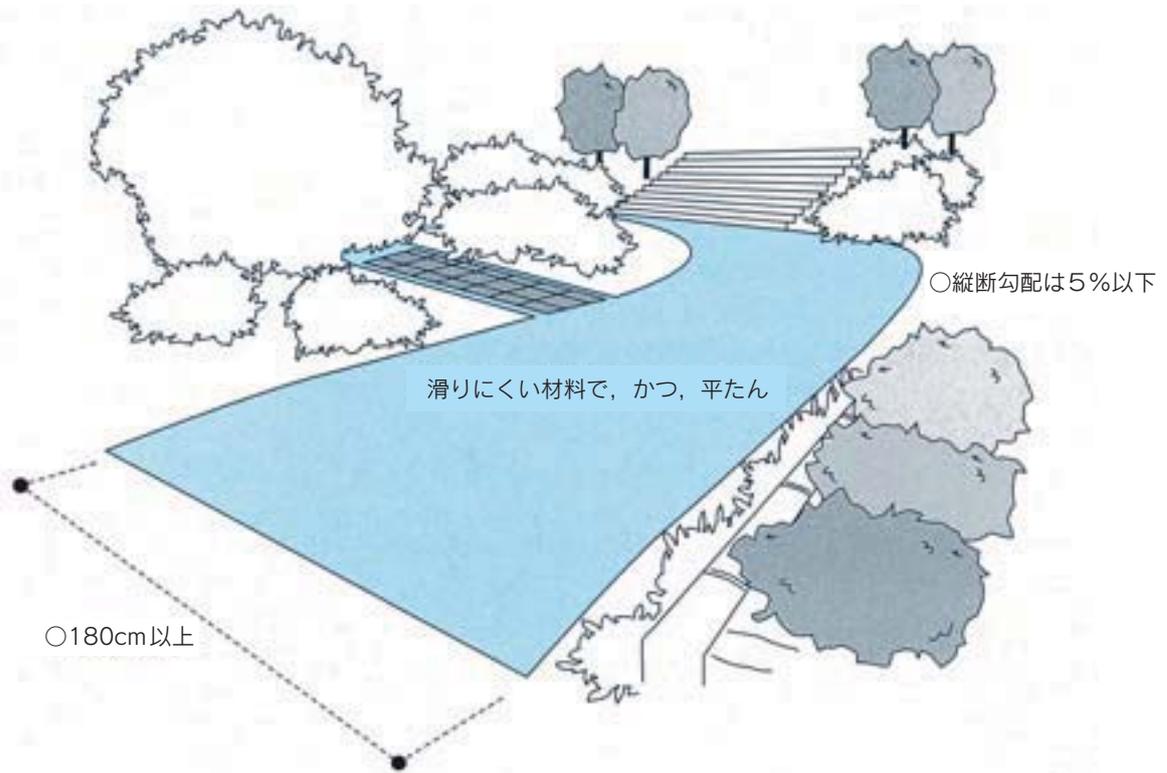
→「建築物・24. 視覚障がい者用床材」(P102) 参照。

○：整備基準

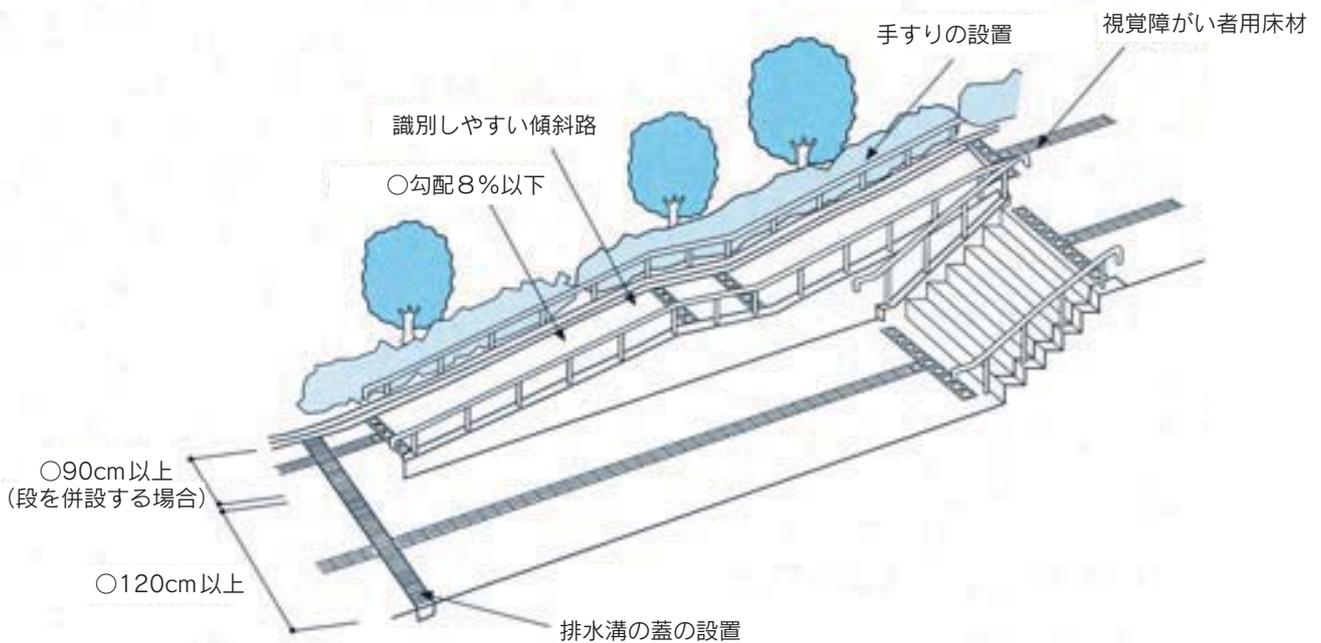
♥：配慮を要する事項

→：解説

園路の整備の例



園路に設けられる傾斜路の整備の例

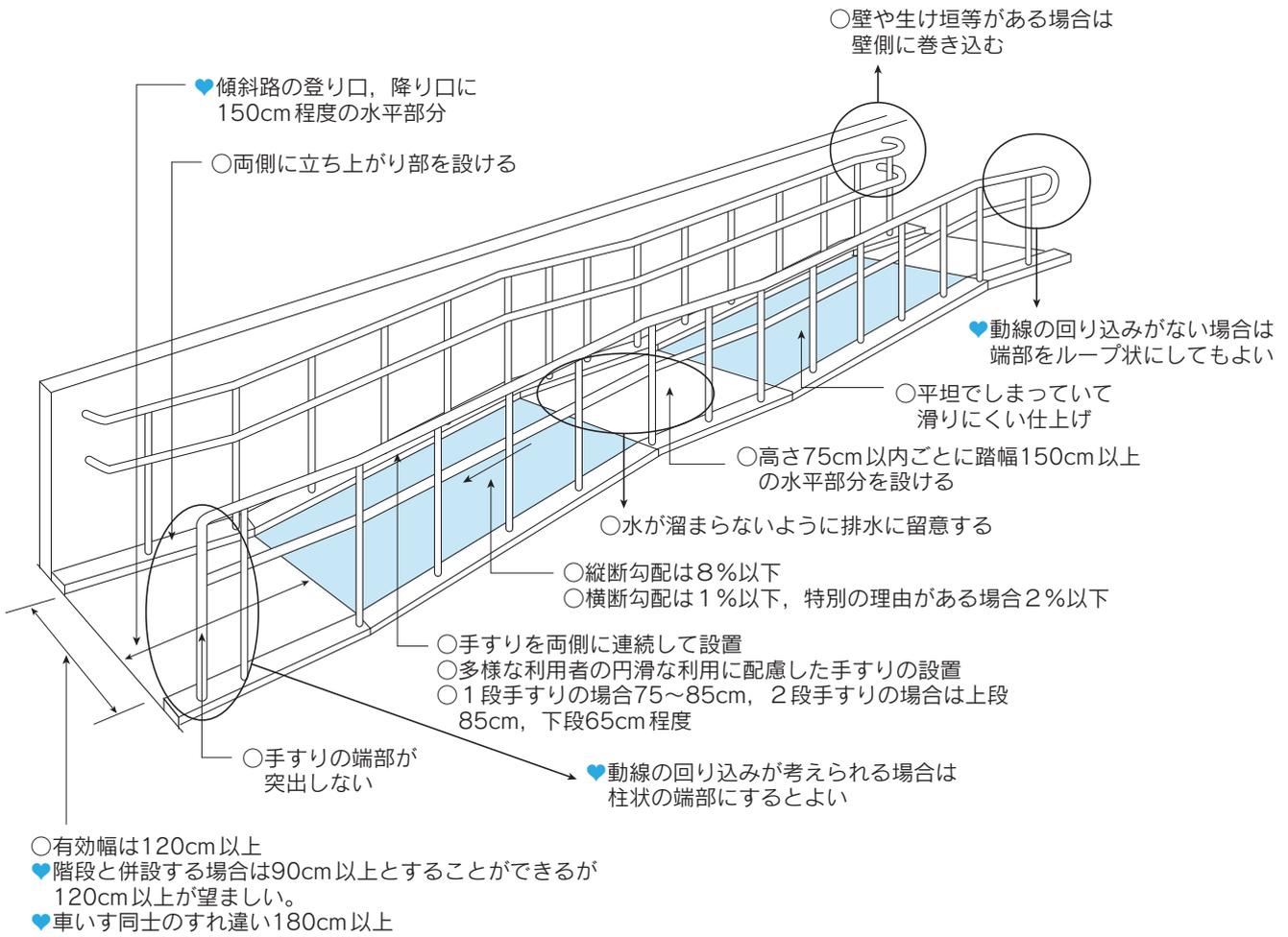


○：整備基準

♥：配慮を要する事項

➡：解説

園路に設けられる傾斜路の整備の例



8. 排水溝

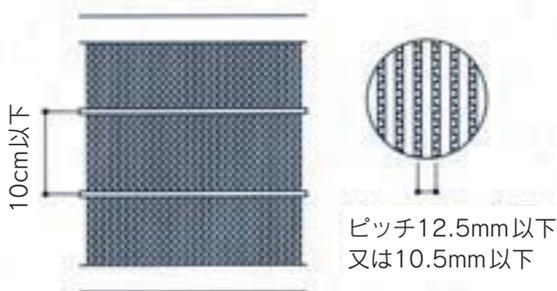
○園路に排水溝を設ける場合においては、車いす車輪及び杖等が落ち込まない構造とします。

♥グレーチングを使用する場合は、車いす車輪等が落ち込まないよう、隙間の小さい細目を採用することが望まれます。

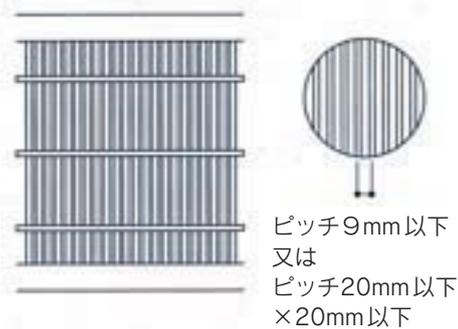
♥格子蓋を使用する場合は、下肢障がい者等の歩行困難者が使用する二本杖の落下を防ぐため小さい格子穴を採用することが望まれます。

排水溝の蓋の構造の例

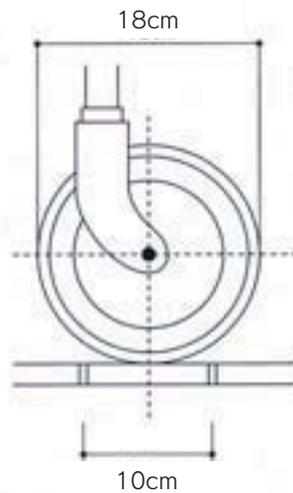
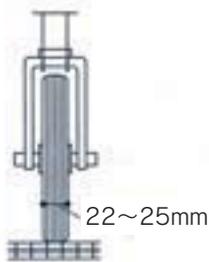
【細目タイプの溝蓋】



【格子型溝蓋】



車いす車輪（前輪）



○：整備基準

♥：配慮を要する事項

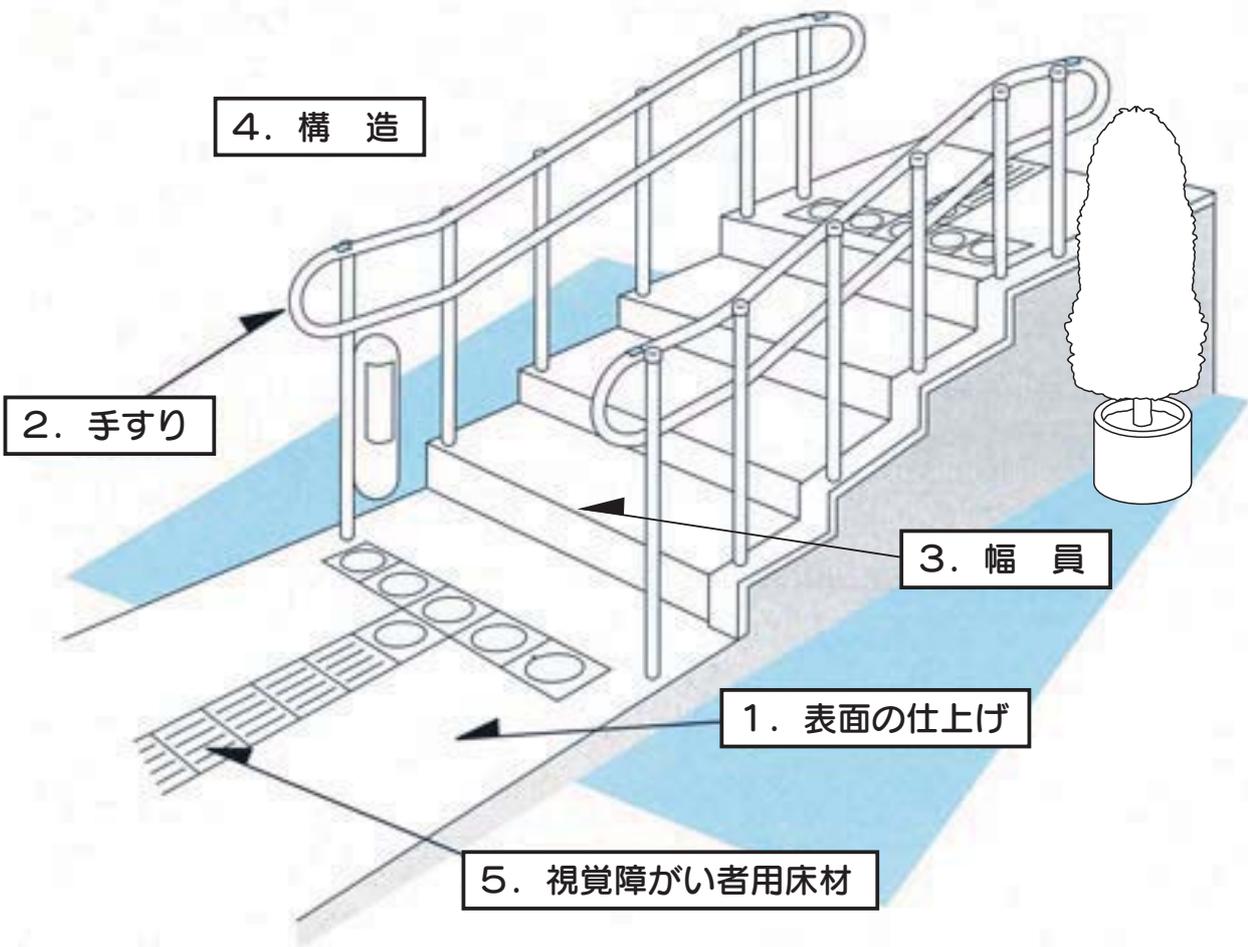
➡：解説

3 階段

基本的な考え方

階段は、公園等内の垂直方向の移動手段の一つであり、高齢者、障がい者等が昇降を行う際の負担を軽減するよう配慮するとともに、安全に対しても配慮する必要があります。

整備項目



● 留意事項

- ▶ 公園等内の階段を対象とします。
- ▶ 整備基準は、高齢者、障がい者等に配慮した構造とすることを求めています。

1. 表面の仕上げ

○表面は、滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平たんとします。

→「滑りにくい材料」は「Ⅲ 資料編」(P192) 参照。
→ノンスリップを設けることは、滑り止めの手段として有効ですが、金属製のものは、杖が滑りやすいのでできる限り避けます。

2. 手すり

- 手すりを、階段の両側に連続して設けます。
- 手すりは丸状で直径4cm程度、素材は堅固で耐候性があるものを用います。
- 手すりの端部は、衣類や手荷物が引っかからないよう、突出しない構造とします。
- 手すりには、行き先情報を点字で表示します。表示方法はJIS規格T0921規格にあわせたものとします。
 - ♥階段幅が3m以上の場合は、両側に加え、中間部にも手すりを設けることが望まれます。
 - ♥手すりには、熱くなりにくい素材を用いることが望まれます。
 - ♥点字のほかに文字を併記することが望まれます。

3. 幅員

♥幅は、120cm以上とすることが望まれます。

→歩行者同士が行き違うことのできる幅です。

4. 構造

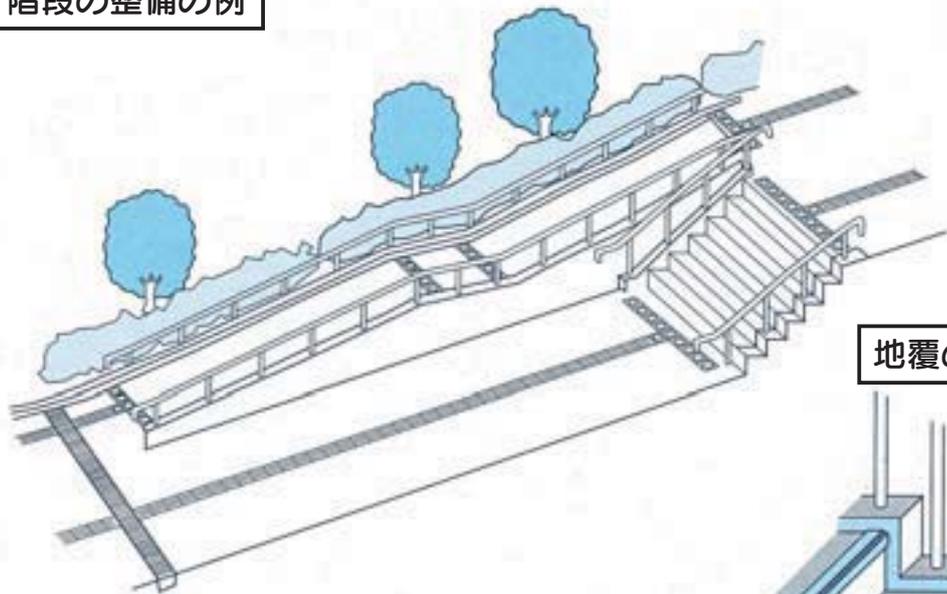
♥登り口、降り口には、長さ120cm以上の水平部分を設け、踊り場には、高さ250cm以下ごとに長さ120cmの水平部分を設けることが望まれます。

5. 視覚障がい者用床材

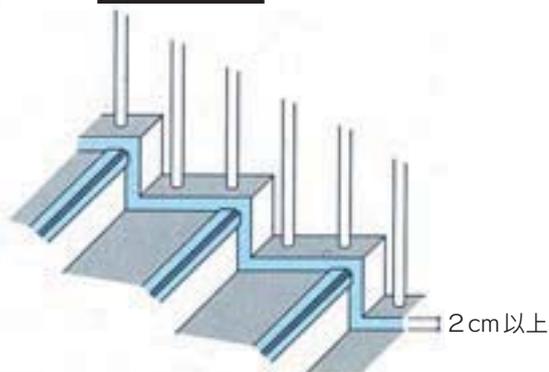
- 床材は、JIS規格T9251に適合するものを原則とします。
 - ・色は、原則として黄色とします。ただし、これによりがたい場合は、周囲の床材の色と明度の差の大きい色とします。
 - ・床材の大きさは、縦横30cmであるものを原則とします。
- 登り口、降り口、踊り場には、その手前30cm程度の位置に視覚障がい者誘導用床材を設け注意を喚起します。

→「建築物・24. 視覚障がい者用床材」(P102) 参照。

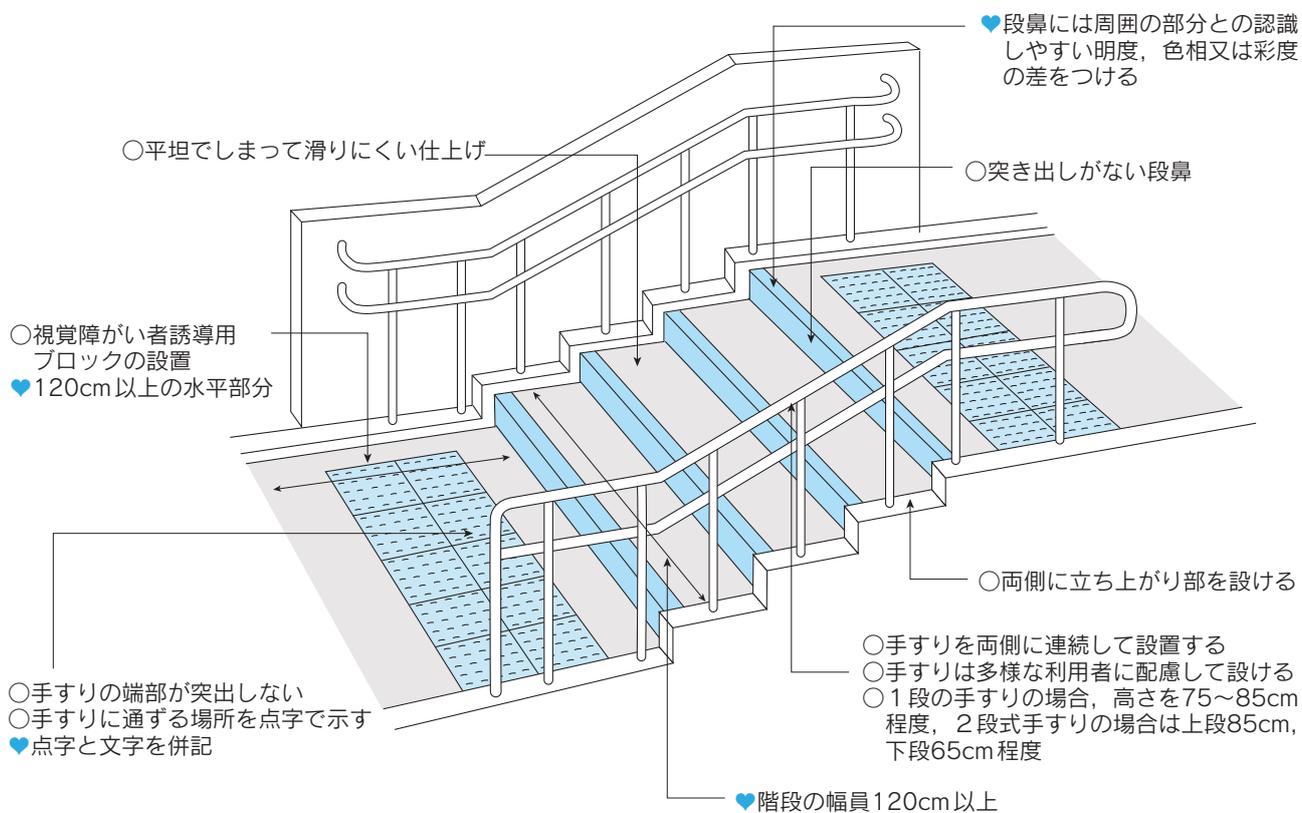
階段の整備の例



地覆の例



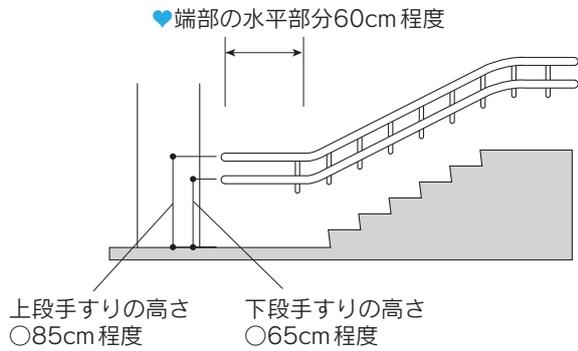
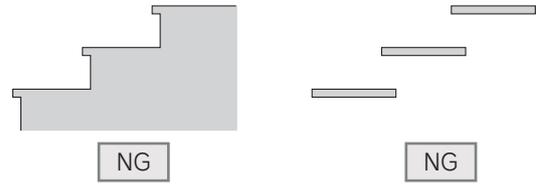
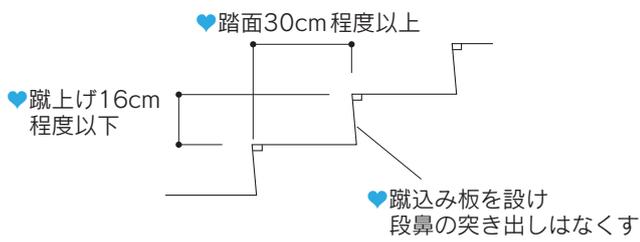
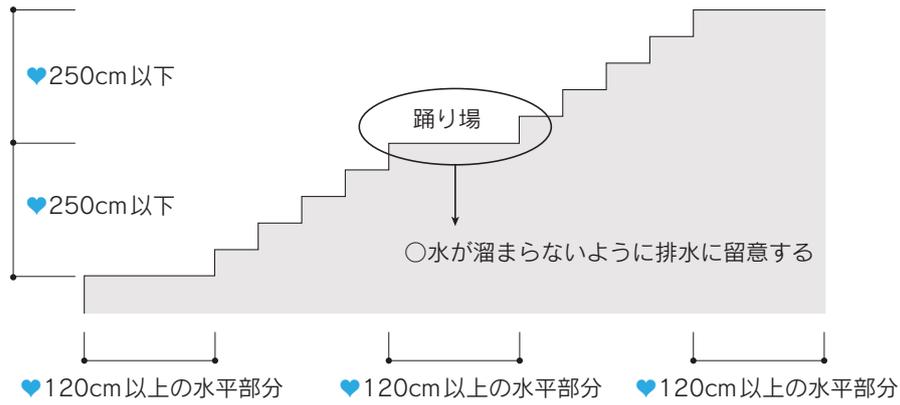
2段手すりの階段の例



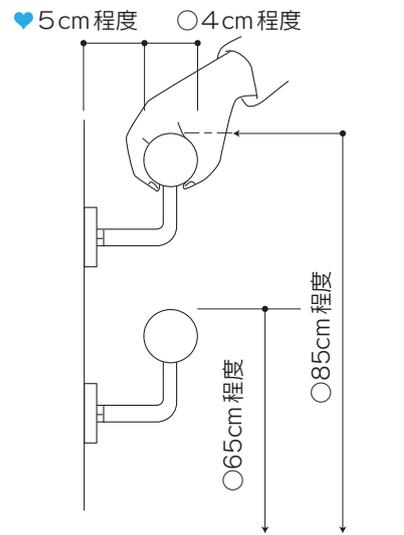
○：整備基準

♥：配慮を要する事項

→：解説



握りやすい手すり（2段の場合）



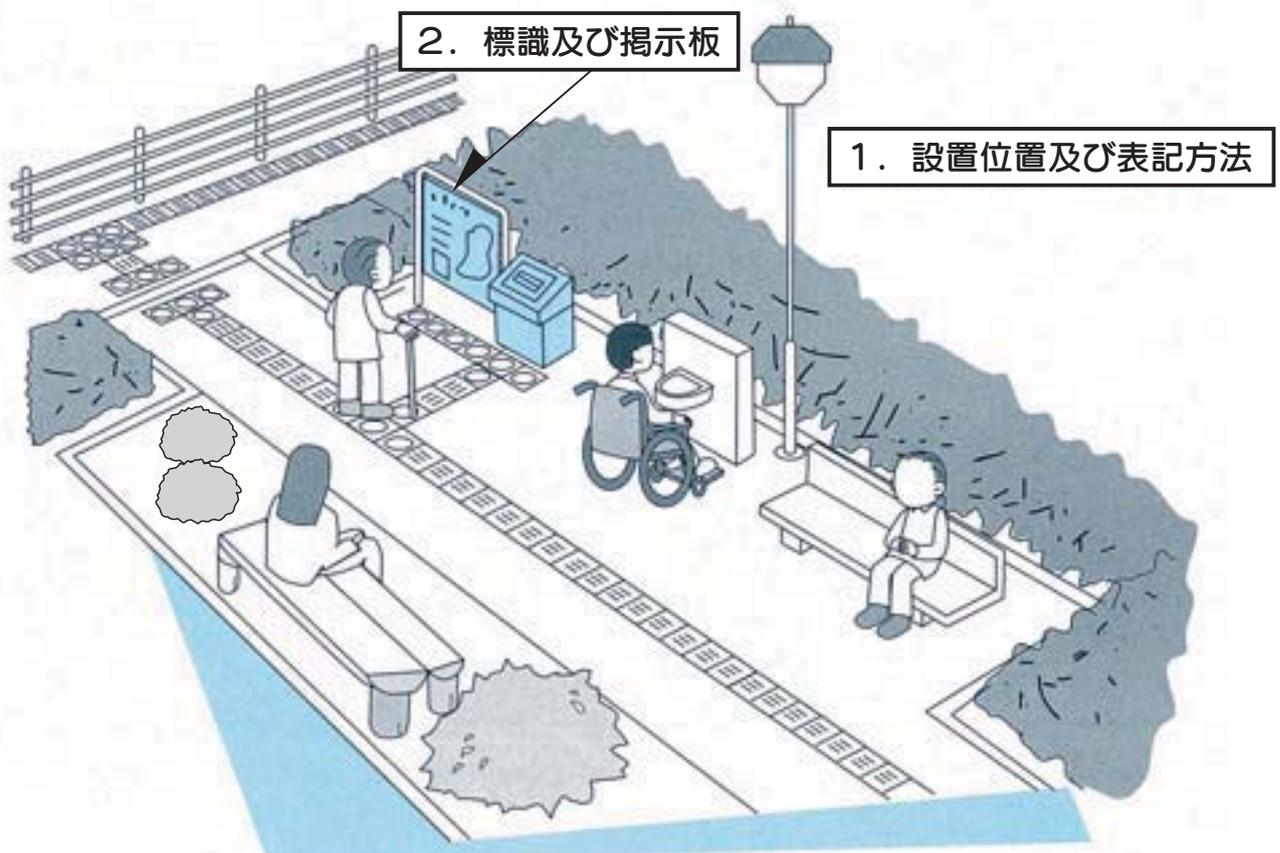
○：整備基準 ♥：配慮を要する事項 ➡：解説

4 案内表示

基本的な考え方

公園等を円滑に利用するためには、案内表示によって適切に情報提供が行われることが求められます。そのため、高齢者、障がい者等の利用に配慮することが必要です。

整備項目



●留意事項

- ▶ 公園等内に設ける案内表示を対象とします。
- ▶ 整備基準は、高齢者、障がい者等に配慮した構造とすることを求めています。

1. 設置位置及び表記方法

○案内表示を設ける場合、又は聴覚障がい者、視覚障がい者に配慮したサービス案内を表示する場合には、「建築物・17. 案内表示」に定める設置位置及び表記方法とします。

→ 「建築物・17. 案内表示」(P79) 参照。

○：整備基準

♥：配慮を要する事項

→：解説

2. 標識及び掲示板

○標識等が園路上に突き出す場合は、視覚障がい者等の通行の支障とならないよう、下端が地上200cm以上の高さとします。

♥表示は、車椅子使用者が利用可能な施設には、必要に応じて国際シンボルマーク等により、その旨を表示することが望まれます。

国際シンボルマーク



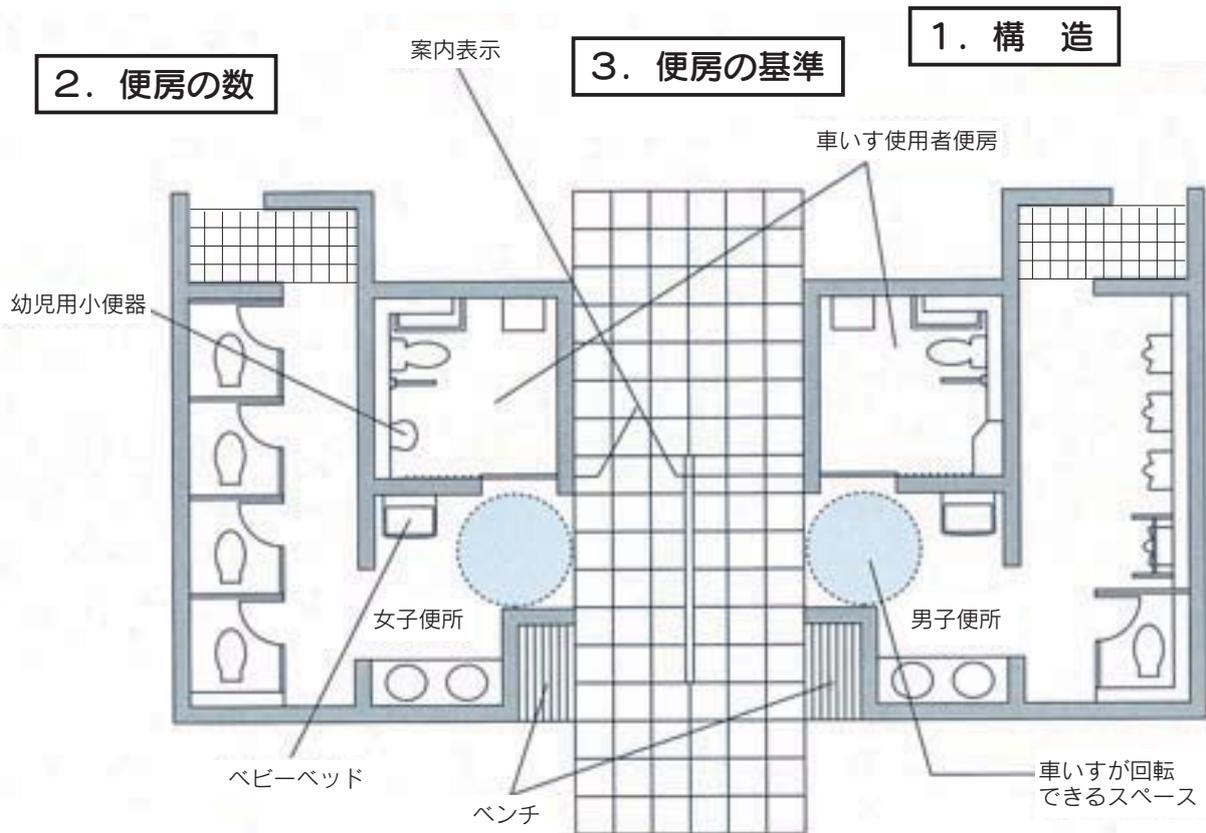
- 1) 車いすの図案で示されたシンボルマークは、車いす使用者の専用施設を意味するものではなく、車いす使用者も利用しうる施設であることを示す。
- 2) 図の下地と図柄（人物）は濃いブルー・白もしくは黒・白にして使用する。
- 3) マークは車いす使用者等に見えやすい高さに取り付け、その大きさは10～45cm角が一般的である。

5 便所

基本的な考え方

車いす使用者が利用できる便所を設置し、一般の便所と一体的に設けることなどにより、車いす使用者だけでなく、だれもが気軽に利用できる便所とすることが必要です。

整備項目



● 留意事項

- ▶ 公園等内に設ける便所を対象とします。
- ▶ 整備基準は、1以上の便所を、車いす使用者等に配慮した構造とすることを求めています。

1. 構造

○便所を設ける場合においては、「建築物・5. 便所」に定める構造とします。ただし、水洗器具（オストメイト対応設備）の設置については、管理上、支障がある場合はこの限りではありません。

→ 「建築物・5. 便所」(P37) 参照。

○：整備基準

♥：配慮を要する事項

→：解説

2. 便房の数

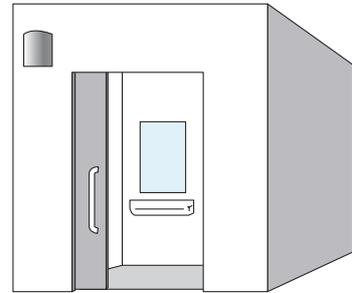
○公園内に便所を設ける場合は、そのうち1以上には、車いす使用者用便房を設けます。

♥公園内に複数の便所を設ける場合、全てに車いす使用者用便房を設置することが望まれます。

便所内に、車いす使用者用便房を設けて、一般の便房と併設されている便所の例



車いす使用者等の円滑な利用に適した構造を有する独立した便所の例



3. 便房の基準

○便所の出入口は、段のない構造とし、やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設します。

○腰かけ便座と手すりは、JIS規格に適合するものを原則とします。

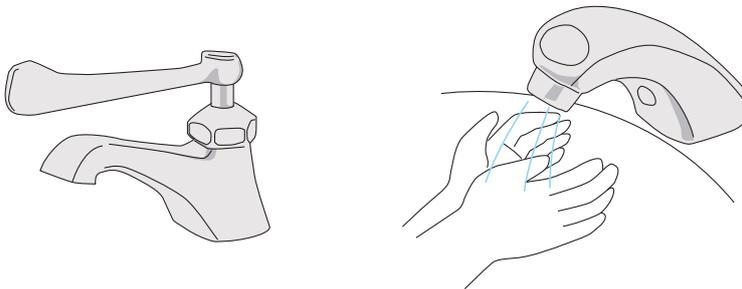
○水栓は容易に操作できるものとします。

○視覚障がい者や上肢体の不自由な人等に配慮し、便器洗浄ボタン及び呼出しボタンの形状、色、配置についてはJIS規格S0026にあわせたものとします。

♥便所内の車いす使用者用便房の手前に、車いす使用者が回転できる150cm×150cm以上の広さを設けることが望まれます。

♥便房の大きさは内法200cm×200cm以上とすることが望まれます。

円滑な利用に適した構造を有する水洗器具の例



レバー式立水栓

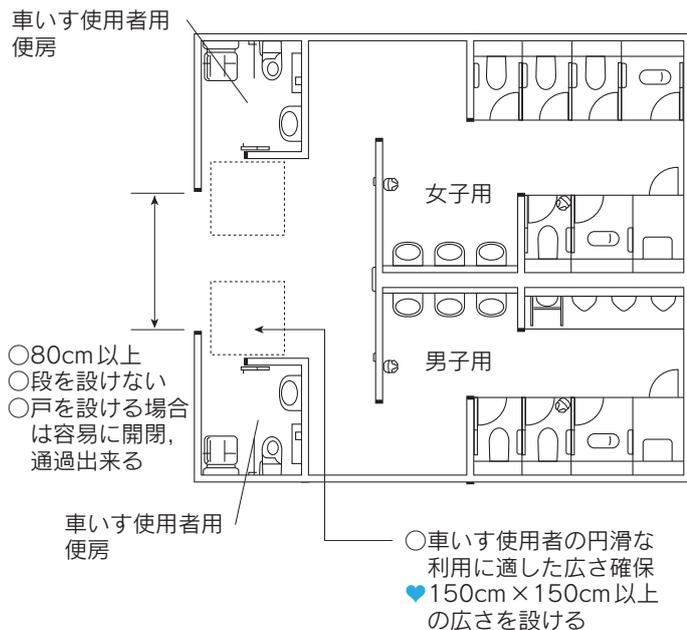
自動水栓

○：整備基準

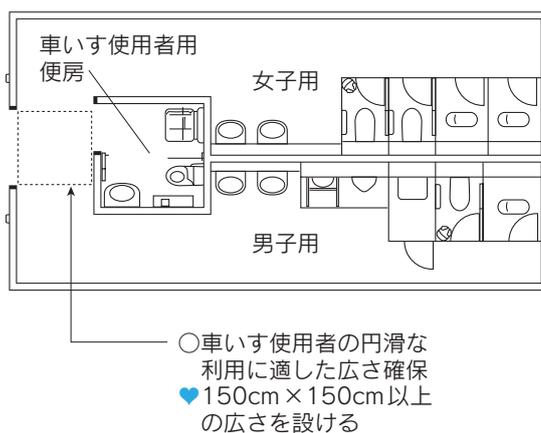
♥：配慮を要する事項

→：解説

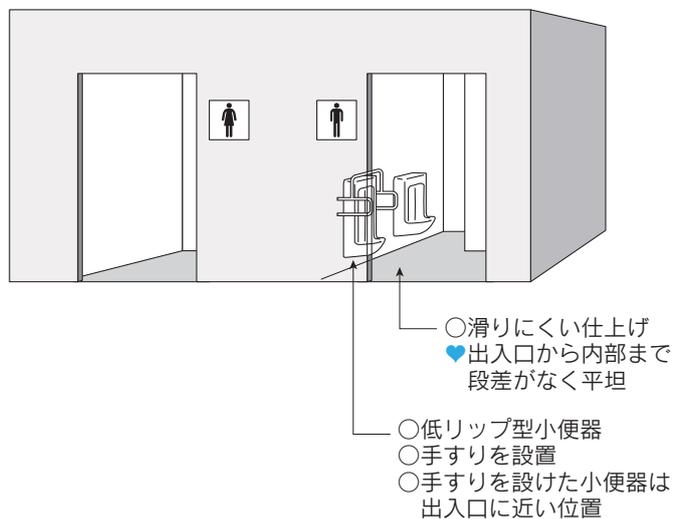
便所内に男女共用の「車いす使用者用便房」を複数配置した例



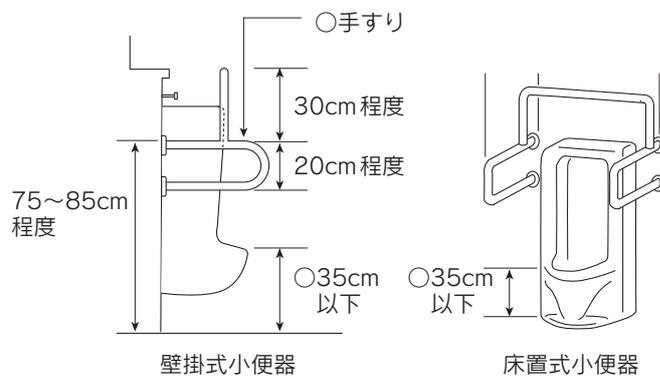
便所内に男女共用の「車いす使用者用便房」を配置した例



男子用小便器の例



【低リップ型小便器】



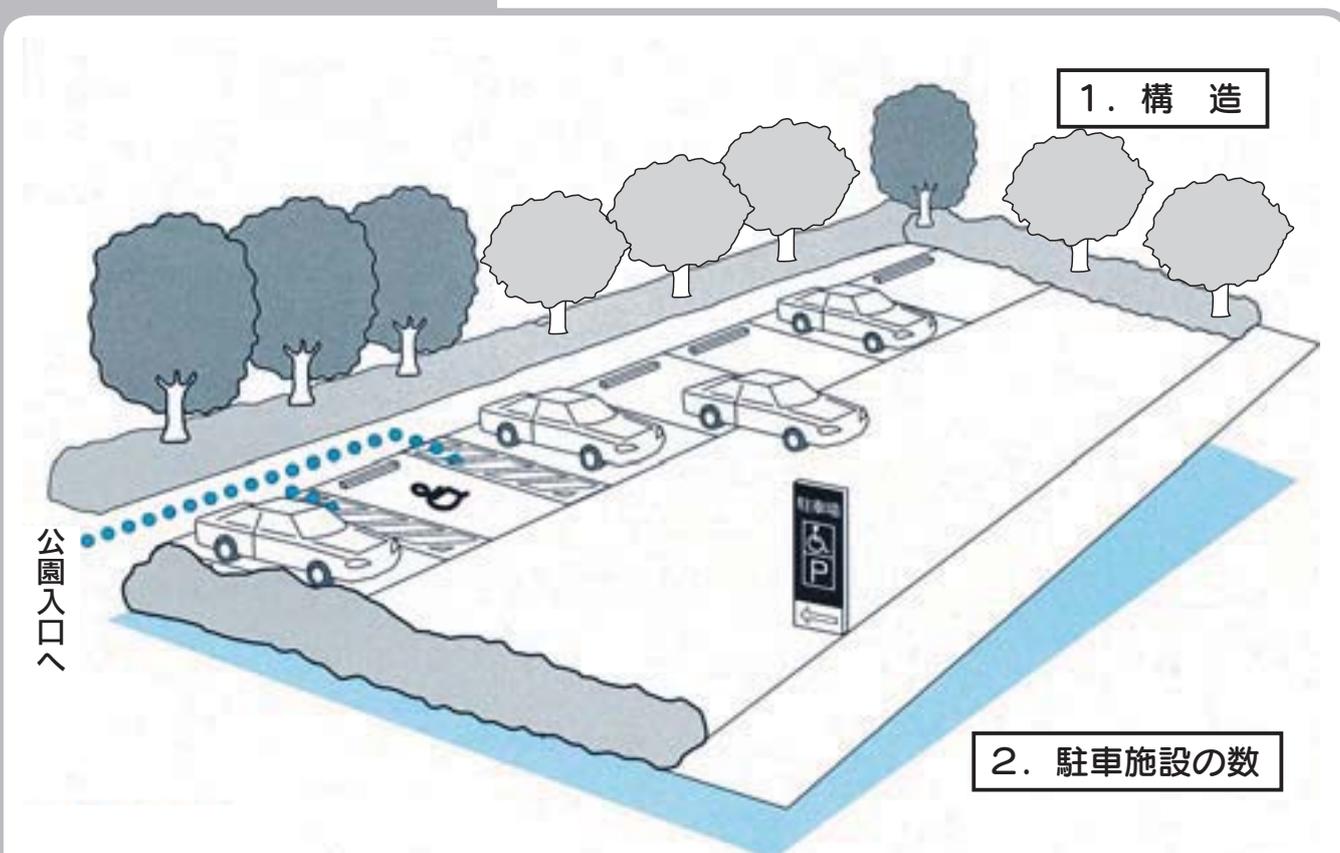
○：整備基準 ♥：配慮を要する事項 →：解説

6 駐車場

基本的な考え方

高齢者、障がい者等の日常生活上の移動手段として、最も利用されているものが自動車です。そのため、施設に車いす使用者用の駐車施設を設置することが必要です。また、駐車施設から施設の出入口まで、安全性に配慮した経路を確保することも必要です。

整備項目



● 留意事項

- ▶ 公園等内に設ける駐車場を対象とします。
- ▶ 整備基準は、1以上の車いす使用者用駐車施設の整備を求めています。

1. 構造

○ 駐車場を設ける場合においては、「建築物・6. 駐車場」に定める構造とします。

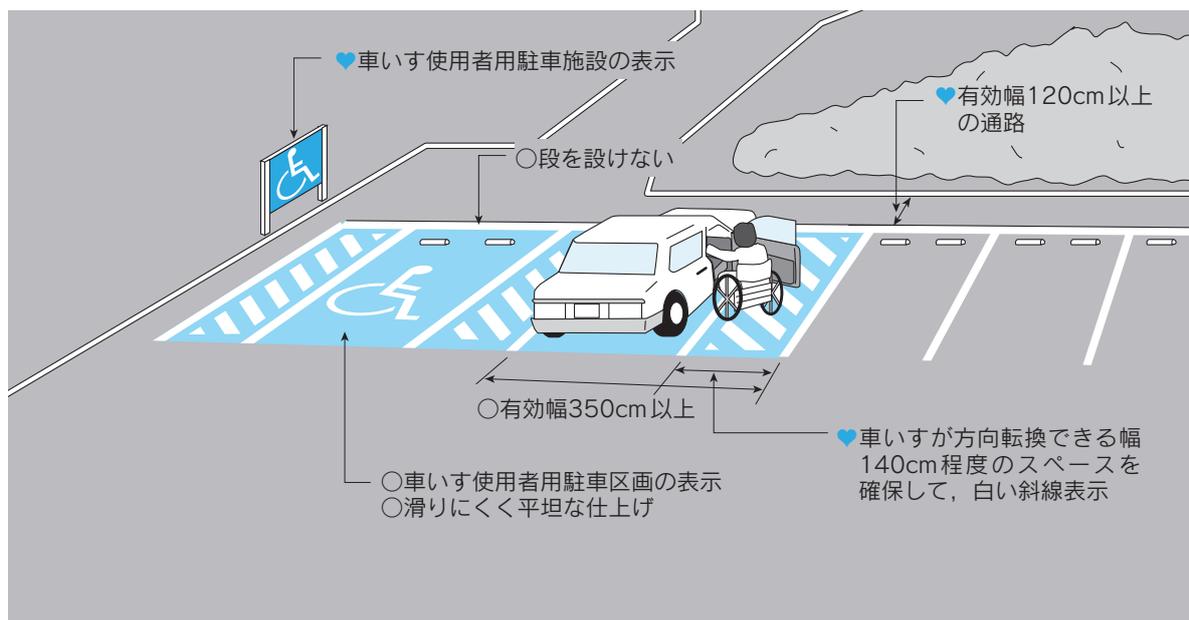
→ 「建築物・6. 駐車場」(P48) 参照。

- 駐車施設の表面は、滑りにくく平坦な仕上げとします。
- 駐車施設と園路の間には、段を設けないこととします。
- ♥ 車いす使用者用駐車施設の後部には、有効幅120cm以上の園路を設け、移動等円滑化園路と接続させることが望まれます。

2. 駐車施設の数

- ♥ 駐車施設の数、「建築物・6. 駐車場」に定める数を設けることが望まれます。

→ 「建築物・6. 駐車場」(P52) 参照



○：整備基準

♥：配慮を要する事項

→：解説

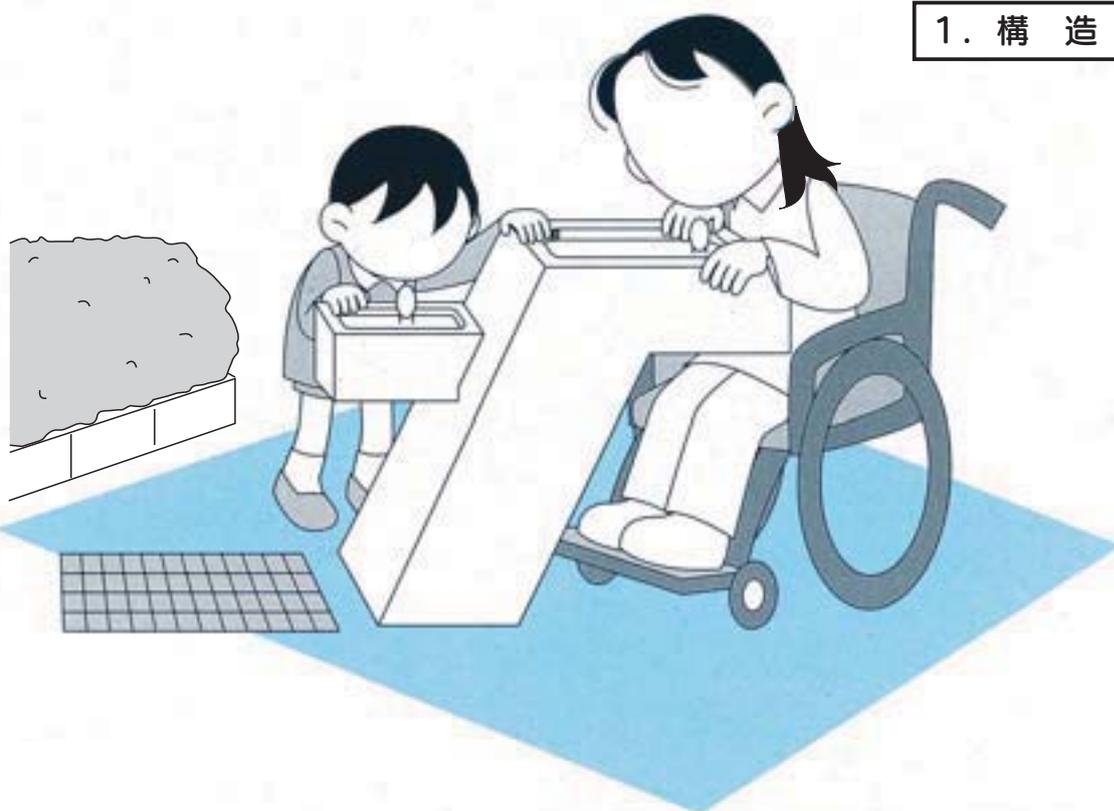
7 水飲器

基本的な考え方

高齢者、障がい者等が円滑に接近でき、利用できるように設置位置や構造に配慮する必要があります。

整備項目

1. 構造



●留意事項

- ▶ 公園等内に設ける水飲器を対象とします。
- ▶ 整備基準は、1以上の水飲器を、車いす使用者等に配慮した構造とすることを求めています。

1. 構造

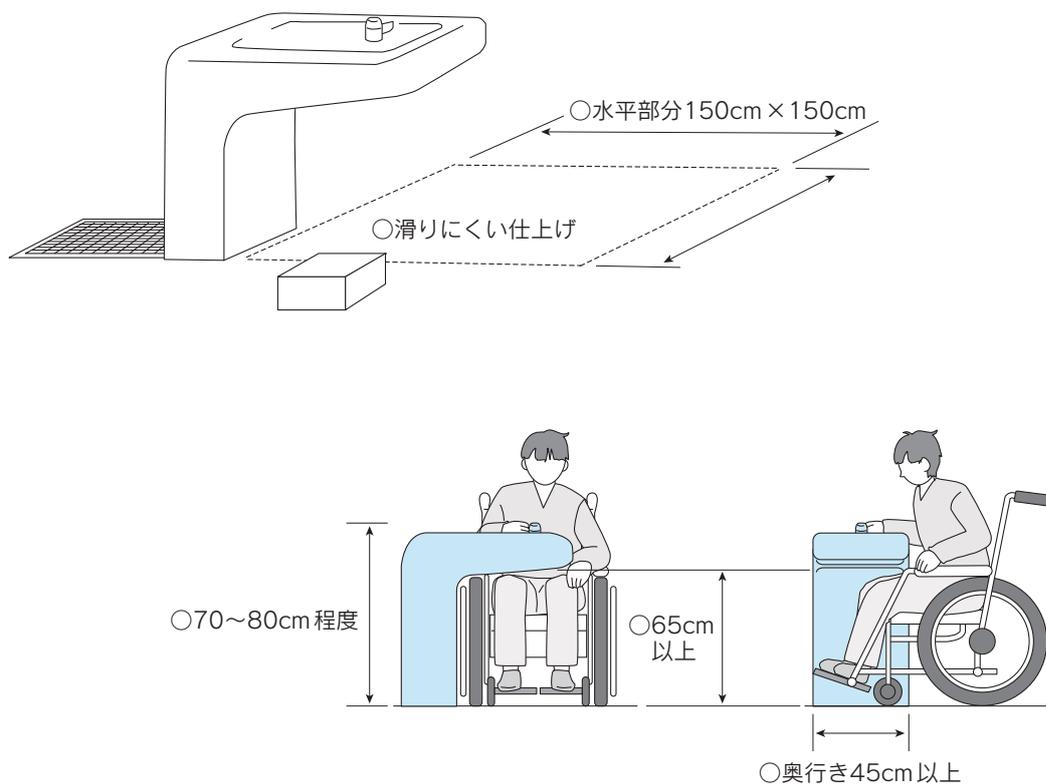
○水飲器を設ける場合においては、「建築物・15. 水飲器」に定める構造とします。

➔ 「建築物・15. 水飲器」(P75) 参照。

- 水飲場及び手洗い場は車いす使用者が接近できるよう、使用方向150cm以上、幅150cm以上の水平部分を設けます。幼児の利用のための踏み台等を置く場合は、車いす使用者の使用方向を考慮し、支障とならない場所に設置します。
- 水飲み場及び手洗い場周辺の床面は、平坦で濡れても滑りにくい仕上げとします。
- 水飲み場には、段を設けないこととします。

水飲場の例

○高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造



○：整備基準

♥：配慮を要する事項

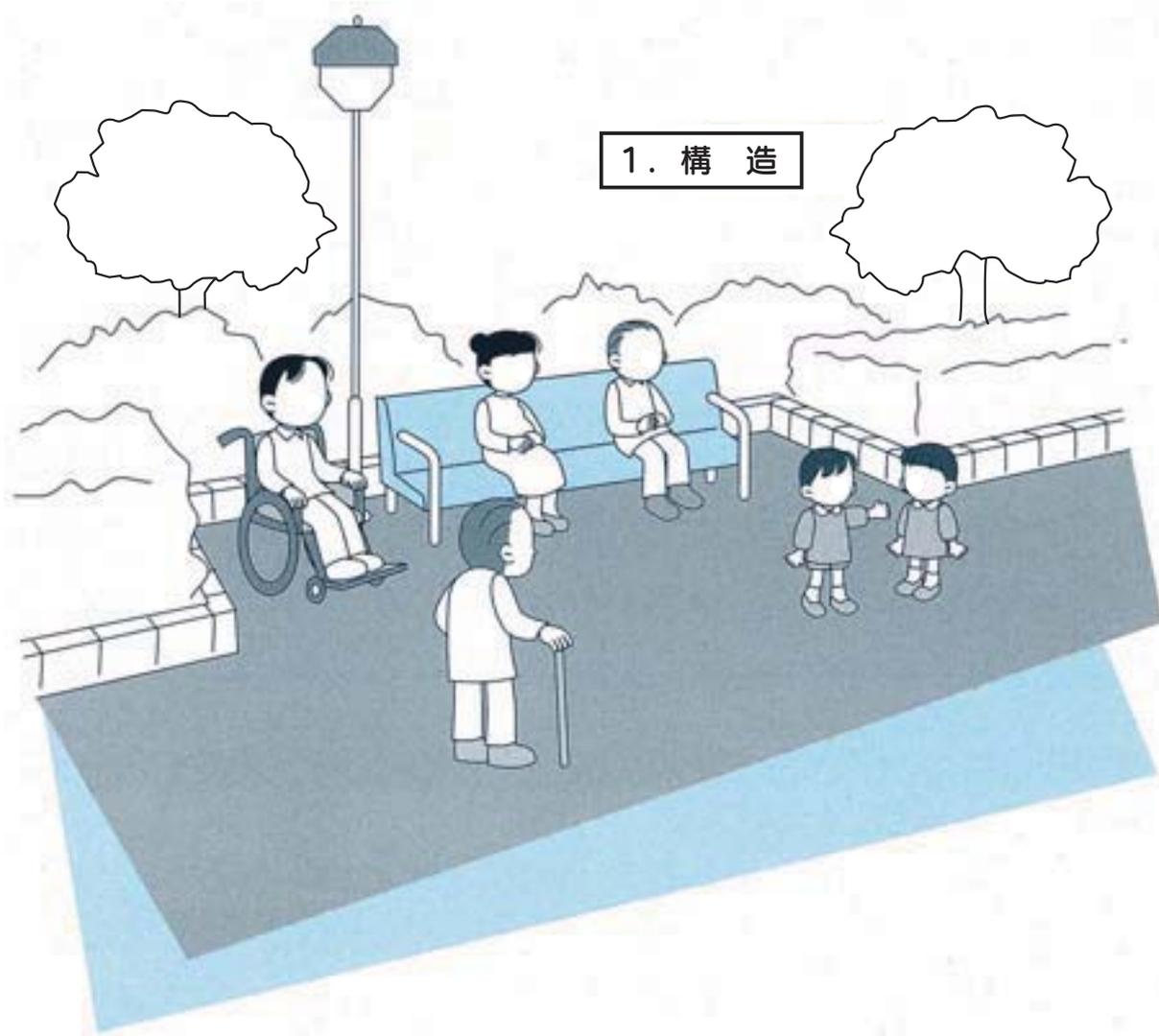
→：解説

8 ベンチ

基本的な
考え方

公園等内には、高齢者、障がい者等が休憩するためのベンチを設置するように配慮する必要があります。

整備項目



●留意事項

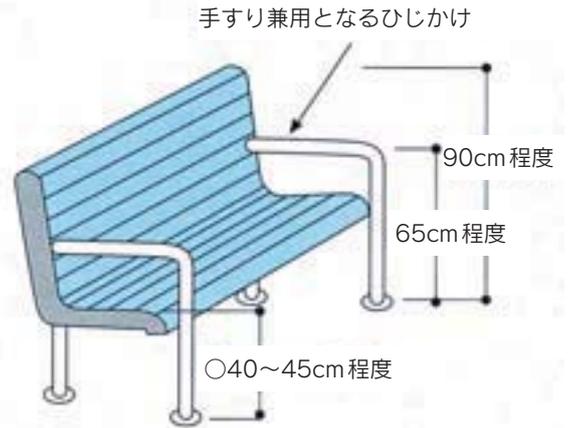
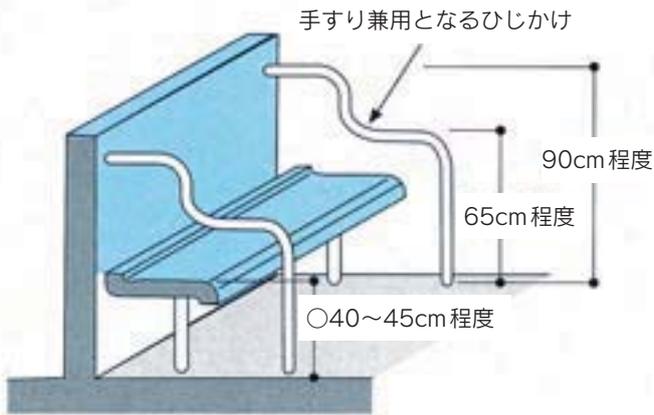
- ▶ 公園等内に設けるベンチを対象とします。
- ▶ 整備基準は、高齢者、障がい者等に配慮したベンチの設置を求めています。

1. 構造

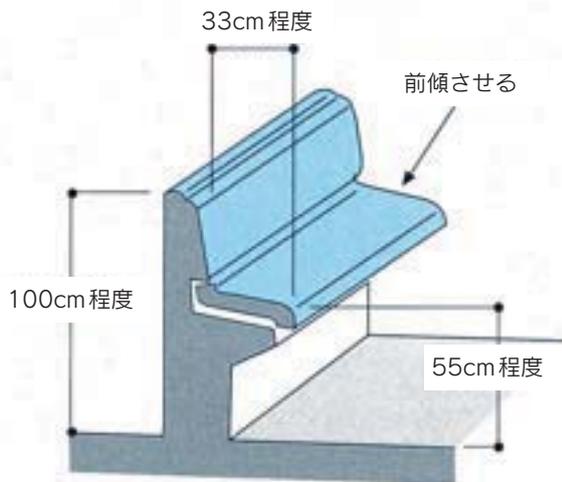
○必要に応じて、高齢者、障がい者等の休憩用の施設としてベンチを設けます。

→腰掛け板の高さは40~45cm程度とし、必要に応じて、手すり兼用のひじかけを設けたものとします。
→視覚障がい者は、ベンチにどの程度深く腰掛けられるかわからないため、背もたれが必要です。

一般用ベンチの例



杖使用者用ベンチの例



○：整備基準

♥：配慮を要する事項

→：解説